

食堂事業者不在による対応（R7年度版）

1 基本的な考え方

- ・本来、回収されるはずのごみについては施設で受取ります。
- ・食事の手配が難しい場合は、食堂での簡易な自炊を可能とします。
- ・簡易炊事はプログラムではないため、指導者によるものとしてください。
(小学生以下と炊事する場合はキャンプ場を利用して下さい。)

2 食堂における食事時間帯（簡易自炊の場合の調理時間帯）

朝	7：00～ 8：30	(6：30～ 7：30)
昼	11：30～13：30	(10：30～ 12：30)
夜	17：30～19：30	(16：30～ 18：30)

※ 食堂で簡易炊事をする団体は資料番号13-3「食堂内簡易炊事利用票」を提出してください。

3 箱根の里でのごみ受け取り対応の可否

ごみの種類	可否
持ち込んだ弁当用の段ボール	可
弁当用以外の段ボール	否
持ち込んだ弁当の空箱 (できる限り、購入事業者に回収してもらえるようお願いしてください)	可
炊事の生ごみ	可
ペットボトル、ビン、缶	否

4 食堂での調理等（調理器具の貸し出しありません）

食堂での調理内容、調理器具等の使用	可否
厨房の利用	否
油を使用した調理	否
炊飯器・ホットプレートなどの電気調理器具の使用	否
保温庫の使用	否
カセットコンロの使用（湯せん、ゆで卵、野菜スープなど簡単なもの）	可
包丁、まな板の使用	可
食堂内給湯器横の洗い場の利用 (団体が重複した際は廊下洗い場の利用も)	可
暴風雨の場合のキャンプ場から自然の家への食事の持ち込み	可